

上関大橋における通行規制の緩和について（第3報）

上関大橋については、応急工事が完了する見込みとなり、12月22日（火）午前10時から通行規制を緩和することとしたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 路線名及び場所

県道光上関線（上関大橋）
熊毛郡上関町大字室津～大字長島

2 開始日時

令和2年12月22日（火） 午前10時

3 緩和後の規制内容

- ・片側交互通行
 - 《連続して通行できる車両》
普通自動車、二輪車、原動機付自転車、自転車、2t以下のトラック
 - 《橋上を1台ずつ通行できる車両》
2tを超え5t以下のトラック
 - 《許可により橋上を1台ずつ通行できる車両》
車両総重量が8tを超え14t以下の車両（5tを超え9t以下のトラック、路線バス、し尿収集運搬車等）
※柳井土木建築事務所が審査の上、通行許可証を発行します。
（山口県柳井土木建築事務所：電話 0820-22-0396）
- ・強風時には従前どおり通行止めとします。
（風速 20m/s 以上 人・二輪車、風速 30m/s 以上 車両）

4 今回完了する応急工事の内容（別紙参照）

- ・桁の移動抑制工事③

5 応急工事完了後の予定

- ・損傷原因究明のため、橋桁端部において、PC鋼棒等の調査を実施する。

6 今後の夜間車両通行止め（午後10時から午前5時）

- ・12月21日（月） 走行試験のため
- ・12月22日（火）～ 26日（土） 調査のため
- ・12月27日（日）～1月7日（木） なし
- ・1月 8日（金）～ 現時点未定（決定次第周知）

7 その他

- ・取材を希望される社は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。
※天候等により工事が遅延し予定が変わる場合には、改めてお知らせします。